開会 午前9時00分

◎開 会

○議長(中田隆幸君) ただいまから平成27年第1回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長(中田隆幸君) これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(中田隆幸君) なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので御了承ください。

◎諸般の報告

○議長(中田隆幸君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

1月27日、町長から第1回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。 今期臨時会はお手元に配付のとおり議案8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第 129 条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- **〇議長(中田隆幸君)** 今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねましてごあい さつがあります。町長、鈴木敏夫君。
- ○町長(鈴木敏夫君) 皆さんおはようございます。

きょうは平成27年第1回の川根本町議会の臨時議会ということで、大変お世話になります。

冒頭で芹澤議員の奥様が亡くなられたということで、大変これまでも行政といたしま してもお世話になっておりましたけども、心より哀悼の真を捧げたいというふうに思っ ております。 なお、別件ですが、水川の林道の崩落がございました。これも地元の議員はじめ、多くの皆さんにお世話になりまして、順調に土木並びに農林事務所のほうも積極的な対応していただいているということで、順調に推移をしておりますけども、今現在は、歩道が完成したということで、歩いては対応できるということですが、車の関係は伸縮計等も配備いたしまして今調査をしているということで、今後少し時間がかかるのかなという感じがいたしておりますけども、それぞれの県の皆さんが積極的に対応していただいているということで、なるべく早い開通をお願いしているということであります。

特に2件のお宅に影響があるということもあるもんですから、あんまり長くなりますと、大変高齢の方でございますので、対応しなきゃいけないという思いで対応しておりますけども、皆さんもいろんなお立場から、御協力いただければありがたいというふうに思っております。

行政報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(中田隆幸君) 御苦労さまでした。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中田隆幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7番、太田侑孝君、8番、山本信之君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(中田隆幸君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しま した。

◎日程第3 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)

○議長(中田隆幸君) 日程第3、議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について (川根本町奥大井もりのくに)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

〇町長(鈴木敏夫君) それでは議案第1号です。

公の施設の指定管理者の指定について、川根本町奥大井もりのくに指定管理についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

川根本町奥大井もりのくに施設につきましては、平成 27 年 3 月 31 日に指定の期間が満了となるとなるにあたり、株式会社時之栖、代表取締役庄司政史氏より指定管理指定申請書の提出があり、1 月 21 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を株式会社時之栖、代表取締役庄司政史氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、平成 17 年川根本町条例第 119 号、第 6 条の規定により議案を上程いたします。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

ここの施設は、町でやっていたときには大変なお金をかけて、つぎ込んで管理運営をしていたものですけど、大新東さんに3年間、そのあと今の時之栖さんに5年間、指定管理者として管理運営していただいたことで、町から年間の機器類の管理料ということですか、500 万払ってきたんですけど、今回この指定管理については、それを1,000 万円に上げるということが条件になっているという説明を受けています。

それで、収支の報告書が出されました。それから、それによると、売上収入と入り込み客の関係について少し首をかしげるようなところがあります。22 年度はもりのくにで3万6,597人、コテージで2,617人の入りで、売り上げが5,768万円でしたが、23 年度はもりのくにで3万2,372、度って言うんですかね、22 年と言うのかな、23 年、1月からですので。コテージで3,004人で、もりのくにで4,000人近くも減っています。それに対して売り上げは5,802万円と大きな額ではありませんけど34万円の増になっています。また、次の年の24年度は、24年はもりのくにで2万8,740人の入りですが、22年…23年度より…、あ、すいません。初年度より8,000人近く減っています。初年度の22年度より8,000人近く減っていますが、売り上げは5,600万円ということで150万円ほどしか減っていません。25年度になりますと、もりのくにが3万364人の入りで前年度より2,000人ほど増えたんですけど、売り上げは5,627万円で27万円しか増えていません。本当に増減の、入り込み客の増減の動きはとても大きいんですけど、それに比べて収支の動きが本当に少ないということがとても気になったんですけど、また増えるかなって思ってるところが増えなかったり、減るかなと思っているところが増えたりとか、そういうアンバランスがあります。この原因について説明を求めます。

2点目ですけど、27年度からの収支計画、事業計画書が配付されました。その6ペー

ジを見ますと、施設利用料金が 6,500 万円で、26 年度の見込みより 1,500 万円近く増えるという見込みをしています。これに宴会収入を合わせて売り上げが 2,000 万円ほど増えるという計画になっています。備考欄には26 年度の売り上げ見込みをベースに1%アップで計算出したと書いてありますが、1%というのは65 万円ぐらいしか増えないわけで、6,500 万円の収入見込みというのは余りにも多過ぎていないでしょうか。

ここがあいまいだと赤字解消計画は成り立たなくなるのですが、当局はどのように考えておられるか説明を求めます。

次に3点目ですけど、施設や機器の管理費用が500万円、先ほど最初に言いましたけど繰り返します。指定管理料では少な過ぎるということで500万円増やして1,000万円に引き上げることになるのが条件になっています。運営費には充てないということで、人件費などに充てないという意味だと思いますけど、配付された科目別推移表の支出のどの部分を言うのか。5年間の推移の中での項目と、項目が、くくりが違うもんですから比較することができません。また、事業計画書の収支計画書の支出ではどの部分に1,000万円を、今後5年間の収支計画ですけど、1,000万円を充てるのか、この点について説明を求めます。

- 〇議長(中田隆幸君) 総務課、前田修児君。
- ○総務課長(前田修児君) ただいまの御質問の前に1点、議案第1号の表記に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

議案第1号の公の施設の指定管理者の指定についての、その下ですね、「川根本町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例」とありますけども、これは、正しくは「川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」となります。「川根本町公の施設」の後に、「の」ではなくて「に係る」です。「に係る指定管理者」の、その次に「指定の」が入ります。「指定の手続等に関する条例」となります。

大変不備があって申し訳ありませんでした。訂正をお願いしたいと思います。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** それではただいまのご質問に関してお答えをさせていた だきます。

まず、最初のご質問の中で、各年度の収支決算の状況についての御質問でございますけれども、22 年から 23 年度にかけての売り上げ増の要因としましては、もりのくにというか、もりのいずみの温泉のほうへの入浴利用者数は確かに減少しておりますが、もりのコテージの宿泊者は対比で 387 名の増加となっております。もりのいずみともりのコテージの利用者の一人当たりの客単価の金額の違い、宿泊は当然高いということもありまして、もりのいずみの利用者の減の減収分を賄い、なお且つ増収につながっているというふうに考えます。

また、24 年度の入り込み数の割に、売上額の減少が少ない点の御指摘でございますけれども、これについては指定管理事業者のほうに確認をとりましたけれども、利用客の

飲食利用、またお土産物利用等、直接的な施設利用料以外の収入が大幅に増加をしてきたということによって、利用者の減が最小限に留められた結果ということになっております。また、平成25年におきましては、もりのいずみの利用者は2,000人程度増加しておりますが、宿泊のほうは逆に177人の増という形で伸び幅が若干小さかったというようなこともあって大幅な売り上げ増にはならなかったということが結論づけられると思います。

いずれにおきましても、各年度におきましては、客1人当たりの収入額が、宿泊利用であるもりのコテージの利用料のほうが高いのは当たり前の話でありますけれども、施設全体における今後の売り上げの推移については、宿泊利用者のさらなる維持確保というものが問われているというふうには考えております。

二つ目の27年度以降の収支計画の見込みについてでありますけれども、計画を受けまして、また直近の状況という形で、26年度、今年度といいますか、1月末の状況でありますと既に売り上げ収入が6,400万という数字になっております。当然先ほど申し上げました宿泊施設利用、温泉利用、飲食利用、販売利用等を表した数でありますけれども、もりのいずみの利用者数はほぼ例年並みに推移をしておりますが、コテージの利用者が、昨年度の機関車トーマスの効果もございまして前年対比で15%程度上回っております。また先ほど申し上げましたとおり、飲食等がさらに好調ということもありまして、現状でもほぼ目標数値に近い数字を挙げているということもあって、計画としては妥当であろうというふうに考えております。

三つ目の指定管理料のお話でありますけども、指定管理料の考え方としては、町が所 有する公の施設を指定管理という制度をとって管理を行っていただく訳で、施設を維持 するために必要な経費については、指定管理用で賄うという考えのもとになっていると いうふうに理解をしております。したがいまして、経費収支の中で、指定管理料の算定 には含まないという形で、指定管理事業者が正社員として雇用している部分については 指定管理事業者の雇用という形でありますので、また、この会社は県内各地で事業をし ているということもありますので、ここの施設に特化しているという形ではないという 判断をしまして、正社員の人件費、また指定管理事業者がみずからが所有している機器 等の減価償却費、具体的に言いますと、施設の横にインディアン型のテントであります とか、厨房内にいろんな、レジとかビールサーバーとかいろんな機器がございます。そ れらを指定管理業者が独自の事業運営の中で導入をしている経緯がございます。それに かかわる減価償却費を除いた経費については、施設を維持管理していく上での指定管理 に要する経費という判断をして、町が負担をするべきというものであります。一番主な ものとしましては、計画書、また収支決算を見ていただいておわかりになると思います が、水道光熱費、光熱水費にかかる部分が施設の性格上大部分を占めるという形になっ ている状況でございます。

以上です。

- 〇議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。 10番、鈴木多津枝君。
- ○10番(鈴木多津枝君) 2点目ですけど、事業計画書の6ページでしたか、6ページに、収入のところで、平成26年度の売り上げ見込みをベースに1%アップで算出しましたっていうのは、これは1%は間違いではないかと思うんですけど。27年度が7,000万円を見込んでいて、26年度約5,800万、課長はもう少し増えるんだと、ほぼ同じくらいに増えるんだということだと今のお答えだったんですけど、20%ぐらいの増を見込んだんじゃないんですか。その後の4年間の見積もりは、確かに売り上げが少し上がっている、それに対して1%の、その増える分は前年度の売り上げの1%増ということになっていますので、ここの1%のアップ、1%アップで算出しましたっていうのは本当にそうかなと疑問を抱くんですけど、先ほどのお答えでは見合った金額だというふうに言われたんですけど。

それから 2 点目…あ、もう 1 点、確かに水道光熱費が本当にたくさん占めている、2,000 万円ですか、計画書と実際のこれまでの過去の推移のほうではちょっと比べることができないんですよね。先ほど説明がなかったんですけど、計画のほうの例えば人件費はわかりますね。だけど事業費、維持管理費がどこを言うのか。広告宣伝、修繕費、減価償却費、法定検査費っていうふうに書かれていますね。それから施設費のところは消耗品費、水道光熱費、それから通信費、業務委託料とか書かれていますね。だけどそれに見合う金額が 2,740 万円とか、どことどこを指せば言うのかっていうのがよくわかりませんでした。こういうのは事前に説明を受けていなければならなかったと思うんですけども、私も何回かお聞きした中でこのことについて聞いてなかったんだなと今、反省をしています。もし、だいたいここの部分はここに当たるよ、ここの部分はここに当たるよっていうことがおわかりでしたらこの場で、もしわからなければ、多分金額は合っていますので、また後で教えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- ○商工観光課長(野崎郁徳君) まず最初の件でございますけれども、計画の中で27年度の施設利用収入6,500万と見込みをしております。本年度、26年度の状況をベースに1%増という形ですので、先ほど御説明したとおり26年度1月の状況で6,400万という売り上げ実績になっております。1%増、6,500万にするには6,440万ぐらいの26年度の収入が、売り上げが上がれば6,500万になるという計算になりますので、現状では6,400万円、指定管理を抜きで挙げていますけども、純然たる売り上げがそこまで行っておりますので計画としては妥当であろうという判断をしております。26年度の状況でありますので、まだ決算という形では出ておりませんので、今の状況の中での推計というふうに考えております。

もう一つの指定管理料の同じく計画書の中の内訳の話でありますけれども、主なもの については、項目としては施設費、消耗品費であるとか光熱水費等々のもの、また事業 費、維持管理費の中で修繕とか、本来の施設維持に関するものについては、施設を維持 管理していく上で必要なものという形で考えますので、そちらに該当するというふうに 考えております。

- ○議長(中田隆幸君) 再々質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 結局、26年度の売り上げを約6,500万円ぐらいは、まあ、400万円ぐらいは見込める状況だということなんですね。それでわかりました。

それで、水道光熱費についても先ほども大きい金額っていうんですか、経費を占めて いるよっていうお話で本当にすごいなと思うんですけども、これは電気料やボイラーの 重油代、全部入ってるんでしょうか。そして、こういう大きな、過去のは、4年間のに は燃料代といって別に入ってるんですけど、すごく少なくて 25 年度には 40 万、41 万 3,000 円しかないから、これはガソリン代かなと思ったりしたんですけども、重油代な どは上の水道光熱費に入っているのかなと思ったんですけども。その確認と、それから 今後の経営改善について、非常にあの、ちゃんとした計画書が出されてるんですけど、 さらにあそこの、町長にお聞きしたいんですけど、ロケーションとか環境、すばらしい ものがありますよね。そういうことで、この電気代やボイラーの燃料費っていうのが年 間 2,000 万円というのは、かなり大きなウエートを占めると思うんですよ。経営の中で。 2年ほど前に、寸又に木質バイオマス発電をやったらどうかという提案を一般質問で させていただいたんですけども、木材が集まらないよということで全くだめになって、 御破算になったままになっています。私は、これだけ森林に囲まれている町として、や っぱりそういう木質バイオマス発電やって、発電でも少し収入を得る、それから燃料費 も削減できる、一石二鳥のそういう施設だよというアピールもできるということで、も りのくにあたりだったら、もしかしたら効果的ではないかなという思いを、この、いろ いろ資料を見せていただきながら考えました。そういう、まあ、介護施設はどうですか って言ったこともあります。そのような多角経営っていうんですかね、町が主体となっ てそういうことを指定管理者に御協力いただけるかどうかとか、そういう話し合いもし てみたらいいんじゃないかと思うんですけどその点はどうでしょうか。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** 前段の経費の話について御答弁をさせていただきます。 議員が御指摘のとおり、含まれているということでご理解いただけるとよろしいかと 思います。
- 〇議長(中田隆幸君) 町長、鈴木敏夫君。
- ○町長(鈴木敏夫君) あそこの水道光熱費、以前から承知はしておるんですが、あそこはもともと源泉の量が少ない、それから温度がない、そういう中で当然ながら水道料がかかるということと、光熱費もかかるというように、大変コストがかかる施設であるということで、これまでの経営が非常に大変だったという経緯があることを承知しております。

そこで、今提案がありました木質バイオを使ったらどうだろうという話。私あの、もともと林業を、これだけ大きな森林を抱えている町では、私は一つぐらいの製材は、しっかりしたものがある必要があるということで、以前本川根町当時にもそのような提案をいたしましたけども、具体的に出来なかったということで、森議員もその時には一生懸命あちこちの製材を周って機械等も集めようというところまでいったけども、実際には実現しなかったという経緯があります。

しかしながらここで今、国有林の絡みもありますけども、この林業地帯に製材所がだんだんなくなってゼロになるという中では、やはり行政としても対応する必要があるし、今言われたように、丸太でほとんどが出てしまうということは、製材にすると5割ぐらいは利用できるけども、利用できないのが材木で言うと5割ぐらいあるというものがここへ残った場合は、いろんな加工をしたり、いろんな方面に利用できるだろうという思いがあります。

私は、決して製材所を作ろうということをまだあきらめてはいないもんですから、いろんな皆さんの協力があれば、そのような実現に向けても進めていきたいという思いは今でも思っているということを、お伝えをしたいというふうに思います。

○議長(中田隆幸君) 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

〇議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井も りのくに)は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について(久野脇親水公園

キャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について (久野脇親水公園キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

〇町長(鈴木敏夫君) それでは議案第2号です。公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案2ページをごらんください。

くのわき親水公園キャンプ場の施設につきましては、平成27年3月31日に指定の期間が満了となるにあたり、くのわき親水公園管理運営組合、組合長諸田武男氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月21日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をくのわき親水公園管理運営組合、組合長諸田武男氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の 規定により議案を上程させていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

- **〇議長(中田隆幸君)** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
 - 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- 〇10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

入り込み、観光入り込み調査というものの1月16日に付けと1月28日付けを26年・25年の比較でいただいてますけど、同期の比較をすると、夕べちょっと比較をしていたらマイナスになってますね、81.8%。両方ちょっと数字が違うんですけど…あ、後からいただいたほうは103.2%になってるのか。違ってましたっていう説明があったですかね…あったんですか…すいません。

それは確認今できましたけど、ここのくのわき親水公園キャンプ場の収支報告書ですか、見ますと、差し引き差額、収支の差し引き差額、つまり利益の部分が出てるわけですけども、それが次の年に繰越金として計上されていないのは非常に不自然な会計ではないかと思うんです。それはどのような処理をしてるというふうに考えでしょうか。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** それではお答えをさせていただきます。

ただいまの件につきましては、役場行政指導の中で、決算処理については指導が至らなかった点もありまして、翌年の繰り越し等についての処理については不明瞭になっている部分があったということは反省をしております。その後については、その点がないような形での明確な決算指導を進めていきたいというふうに考えております。

実際の剰余金のこの扱いにつきましては、基本的には、いったん組合のほうに内部留保という形をとりまして、翌年度施設整備が必要な場合とかですね、組合としての施設整備、具体的には過去では園内にLEDの外灯を設置したり、少額な整備に充ててきて

いるというふうな状況であります。毎年度黒字が出てくるというわけでもないもんです から、ある意味では赤字の補てんという形での対応をしている町での対応をしている状況であります。その辺も本来は収支決算の中で、明確に繰越資産等の処理をするべきと いうふうに考えますので、その点については今回反省として今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園 キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(三ッ星オートキャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について (三ッ星オートキャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは議案第3号です。公の施設の指定管理者の指定について 提案理由の説明をさせていただきます。

議案3ページをごらんください。

三ッ星オートキャンプ場の施設につきましては、平成 27 年 3 月 31 日に指定の期間が満了となるにあたり、特定非営利活動法人かわね来風、代表梶原俊介氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1 月 21 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書

の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を特定非営利活動法人かわね来風、代表梶 原俊介氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の 規定により議案を上程させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。
 - 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

〇10番(鈴木多津枝君) 10番鈴木です。

ここも経理の仕方が…今横から聞こえましたけども、全協でもそういう声もあったわけですけど本会議できちんとしておきたいなと思って通告を出しました。25年の決算でも、26年の予算にも、繰越金も全くなく収支差し引きがゼロになっています。また、その他の事業費という項目で、25年決算で86万8,198円、26年予算で160万円という倍ぐらいに増やして計上されています。また、法人税という項目でも25年度決算に9万2,000円計上、26年度予算では20万円ということで2倍以上に増やしていますけど、こういうことがあるのかなという疑問が大きく湧いてきたんですけど、このNPO法人かわね来風という団体は、キャンプ場以外にも、いろいろな事業に取り組んで活躍されていて、そのことは本当に評価される、大きな評価ができることだと思うんですけど、この収支のあらわし方については、何かほかの事業と案分があいまいになっているのではないかという疑問も大いに出てきましたので、その点についてお尋ねします。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **〇商工観光課長(野崎郁徳君)** お答えします。

決算処理におきまして、当該キャンプ場の指定管理事業者につきましては、キャンプ 場運営だけでなく、議員御指摘のとおり様々な事業を展開されております。しかしなが ら、指定管理事業者が当指定管理につきまして、他の事業と混同する決算処理、会計報 告をしているということについては、全協でも申し上げましたが、既に是正指導、修正 指導をしているところであります。

先ほどの久野脇の件と同様に、今後すべてのキャンプ場等の指定管理につきましても、 適正な決算処理、修正処理を行っていくよう指導に努めて、今後の対応を図っていきた いというふうに考えております。

- ○議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 指導を既に行われてるということで、今後はこのような決算 書にならないということを期待してるんですけども、素人と言えば申し訳ないですけ ど、私たちも素人なんですけど、やっぱり行政の指導が充分足りなかったんではないか と、そこに力を入れていただきたいなとお願いします。

そして、もう1点再質問なんですけども、同期の比較で三ツ星は赤字ですよね。 97.8%ということで赤字になっているわけですけども、98.7%…86.0%、後から出され たのには 97.8%ですので、それでも、なんかお客さんがすごく増えていると思っていたんですけど、これを見て、赤字の会計なのかとちょっと驚きました。その他の事業とか、あの、法人税の計上の仕方がおかしいことでこういうふうに、入り込み客が減っていることで赤字になることもあるんでしょうけども、ゼロ…あ、ゼロ、だから…ごめんなさい。要するにゼロになっていて赤字ではないと思うんですけども、ゼロになっている。でも事業、その他の事業費として、24年度より 25年度が…あ、25年度より 26年度増やしているという計上の仕方で、この、その他の事業っていうのが一体何なんだろうということで、利益分というふうに考えればいいのか、また、その他の事業の内容っていうのを教えていただきたいんですけど。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- ○商工観光課長(野崎郁徳君) 指定管理の収支計画の中で挙げているその他事業費、また決算に挙げているその他事業費については、三ツ星キャンプ場運営に係る事業費という形ではなく、NPO法人のその他の事業にかかる経費という形ですので、単純に考えれば、キャンプ場だけの収支を見れば、その他事業費分と法人税分は繰り越し財源というか、表現が適切かどうかわかりませんが、利益が出ているという形に御理解いただければ結構です。

以上です。

○議長(中田隆幸君) 再々質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

〇議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について(三ッ星オートキャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第6、議案第4号、公の施設の指定管理者の指定について (アプトいちしろキャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは議案第4号です。公の施設の指定管理者の指定について 提案理由の説明をさせていただきます。

議案4ページをごらんください。

アプトいちしろキャンプ場の施設につきましては、平成 27 年 3 月 31 日に指定の期間が満了となるにあたり、アプトいちしろキャンプ場管理運営組合、組合長西井戸寛二氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月 21 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をアプトいちしろキャンプ場管理運営組合、組合長西井戸寛二氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の 規定により議案を上程させていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第7、議案第5号、公の施設の指定管理者の指定について (池ノ谷キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは議案第5号です。公の施設の指定管理者の指定について 提案理由の説明をさせていただきます。

議案5ページをごらんください。

池ノ谷キャンプ場の施設につきましては、平成 27 年 3 月 31 日に指定の期間が満了するにあたり、池ノ谷観光農林漁業組合、代表大村雄一郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月 21 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請者申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を池ノ谷観光農林漁業組合、代表大村雄一郎氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の 規定により議案を上程させていただきます。

以上よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。
 - 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- 〇10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

25年度の決算書にも26年度の予算書にも、ここだけですね、借地料5万円とか会館使用料20万円とか固定資産税9,500万円というのが出ています。ほかのキャンプ場にはそういうものがなくて、キャンプ場は、土地代は以前町が出すよっていうふうに変更したと思うんですけど、何か独自でこの池ノ谷キャンプ場の組合の方々が持っていらっしゃって、こういうふうになっているのか説明を求めます。

キャンプ場については収支が前年よりほとんど皆プラスになっているということで大変評価できることだと思いますけど、この点を確認させてください。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **〇商工観光課長(野崎郁徳君**) お答えさせていただきます。

借地料につきましては、当キャンプ場の指定管理事業者がですね、キャンプ場サイトという形ではなく管理組合としての事業運営に一部私有地、隣接する私有地をお借りしている部分についてお支払いをしている金額でございます。

また、会館使用料につきましては、夏休み等団体のお客様がお見えになったときに地 区集会所を借用して便宜を図っているという形のためにかかっいる経費でございます。

固定資産については、施設運営の管理組合が独自に建設し所有をしている施設にかかる固定資産税でございます。

○議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第8、議案第6号、公の施設の指定管理者の指定について (八木キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

〇町長(鈴木敏夫君) それでは議案第6号です。公の施設の指定管理者の指定について 提案理由の説明をさせていただきます。

議案6ページをごらんください。

八木キャンプ場の施設につきましては、平成 27 年 3 月 31 日に指定の期間が満了となるにあたり、八木キャンプ場管理組合、組合長芦澤時雄氏より指定管理者指定申請書の提出があり、1月 21 日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果当該施設の指定管理者を八木キャンプ場管理組合、組合長芦澤時雄氏に選定をさせていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例を平成17年川根本町条例第124号、第5条の 規定により議案を上程させていただきます。

以上よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

〇10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。3点通告をしました。

1点目は、事業税として29年の決算で、29年度決算で7万1,000円、それから26年

度の…あ、25 年度の決算で 7 万 1,000 円、26 年度予算で 29 万 2,500 円と書かれていますけど、これは…

〇議長(中田隆幸君) 違っていないですか、場所、質疑。 (何か言う者あり)

- 〇議長(中田隆幸君) 議案が。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 議案6号ですか、今。 すいません。取り下げます。
- ○議長(中田隆幸君) いいですか、取り下げていいですか。
- 〇10番(鈴木多津枝君) はい。
- ○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、公の施設の指定管理の指定について(八木キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場) は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨温泉休憩施設)

○議長(中田隆幸君) 日程第9、議案第7号、公の施設の指定管理者の指定について (川根本町接岨温泉休憩施設)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

〇町長(鈴木敏夫君) 議案第7号です。公の施設の指定管理者の指定について提案理由 の説明をさせていただきます。

議案7ページをごらんください。

川根本町接岨峡温泉休憩施設につきましては、平成27年3月31日に指定の期間が満

了となるにあたり、接岨峡温泉会館、接岨区長中村俊行氏より指定管理者指定申請書の 提出があり、1月21日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行っ た結果、当該施設の指定管理者を接岨峡温泉会館、接岨区長中村俊行氏に選定をさせて いただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、平成 17 年川根本町条例第 159 号の第 6 条の規定により議案を上程させていただきます。

以上よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(中田隆幸君) 総務課長、前田修児君。
- ○総務課長(前田修児君) ただいま町長からの提案の中で、資料のほうです。議案の第7ページのところで先ほどの議案第1号と全く同じ箇所の条例名が、先ほどと同じところで間違っておりました。

正しくは「川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」が正しい ものであります。こちらも議案第1号とあわせまして、第7号につきましても後ほど差し 替えの資料を提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

大変不手際があり申し訳ありませんでした。

- - 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 鈴木です。先ほどはどうも慌てていて失礼しました。 接岨峡温泉休憩施設についてですけど、3点通告をしてあります。

1点目は、事業税として 25 年と決算で 7 万 1,000 円、26 年度は予算で 29 万 2,500 円を計上しているんですけど、大変赤字になっている施設なんですけど、これは何なのかということを教えてください。

それから2点目ですけど、赤字を減らすための書き方だと思うんですけども、26 年度予算でいろいろな経費を少なく見積もって計上していますけど、本当にこんなに減らして大丈夫なのかなと思います。特に光熱水費は25 年度決算で408万5,954円使っているのに、26 年度予算では280万2,685円しか計上していません。130万円近くも減らしていますけど、こういうことが可能かどうかとか理由は何かとか確認されたのか、またわかれば教えてください。

そして保険料、手数料でも、125万6,940円を合わせてですけど、64万4,337円に減らして約半分にしていますけど、これも本当に可能なのかと思います。説明をお願いいたします。

3点目ですけど、年々お客が減って赤字が増えてということで、赤字の部分に基金を 充ててきているわけですけども、基金も間もなくこのままでは底をつく状態だという説 明がされています。今後、対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

- ○議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** それでは3点お答えさせていただきます。

まず事業税につきましては、従前、現者の経営以前に大変経営の好況なときがございました。そのときより課税当局の御指導を受けました中で、いわゆる法人という扱いを受けておりまして、法人税という形で課税をされております

二つ目の赤字、決算予算の状況の話でありますけども、冒頭お詫びをしなければいけないんですけども、26 年の状況につきましては、年度途中の状況という形の報告になっております。したがいまして、年度収支見込みであれば25 年度並みの状況になるものと推察しております。議員御指摘のとおり、状況的には一昨年、昨年と大きな変化はなく厳しい状況であるというふうに考えております。

それを受けまして、2点目の御質問で、入り込みの減、赤字等の対応につきましては、 実は今回の指定管理期間を1年間という形で認定をさせていただきます。その中で、こ の1年の中で施設の設置の経緯、様々な状況等をふまえつつ、指定管理事業者といろい ろ協議を重ねながら今後の対応については検討を重ね、対応を図っていきたいというふ うに考えております。一昨年ですか、料金の見直し等も実証しておりますが、現状では 具体的な対応策というものは定まっておりませんけれども、よりよい方向性を生み出す ために、今後協議を重ねて取り組んで行きたいというふうに考えております。

- ○議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- ○10番(鈴木多津枝君) 2点目のお答えがあまりちょっとよくわからなかったんですけども、26年度は予算を書いてあるので途中の見込みとか関係ないと思うんですよ。で、推移、光熱水費が決算で、前年の決算で408万いくらあったということに対して、それなのに26年の予算には280万円しか計上していないと、こういう予算書を普通作らないですよね。前年度の実績を見て、見合う数字で今年の、やや増やすかとか、お客がうんと減っていくから下げるかとかというようなものになるんじゃないかと思うんですけど、その点。

それから、先ほど、以前、1点目ですけど、とても利益を上げていた、よかったという時代があって、基金も積んであったし、それをずっと今使わせてもらってるという状況で、本当にもう一度そういう時代に戻ればいいなと思うんですけども、それで、法人税 25年の決算の7万1,000円っていうのは、法人、均等割ですよね、多分ね。それを26年度予算では29万2,500円と増やしたというのがちょっとわからないんですけど、25年度の予算がないので、予算ではこういうふうにたくさん収益が上がるということを見込んで上げて、決算では均等割部分だけでしたよっていうふうになったのかどうか、その点についてもお聞きいたします。

(何か言う者あり)

〇10番(鈴木多津枝君) ああ、それで途中だって言っているのね。じゃあ、26 年度は 予算でなくて収支状況で…先ほどちょっと説明されたのを聞き落としました。

それで、29万2,500円もその途中で、法人税を、あ、事業税を払う…払った、払う分ですかね。こういう数字が出てきているというのはちょっと納得できないんですけど。

それについて、26 年度のが途中の決算状況の数字だというと、なお納得できないなという気がするんですけど、もう一度説明をお願いいたします。

それから、今後の対策についてですけど、最初にもりのくにのときも今後提案をさせていただきましたけど、ここの部分、施設でも、お湯がとても十分あってお湯もいいと、本当に評判がいい施設の温泉です。それで、ここのお湯を以前千頭でポンプがだめになったときに持ってきて運んで使ったんですけども、もりのくにへ売るなんていう考えはないでしょうか。そんなに千頭に比べれば遠くないし、管を引くのが無理かどうか、大変お金がかかることなのかどうかわかりませんけども、なんかあの、もりのくにも水道も使っているし、沸かしているしっていうことであれば、ここから、接岨からお湯をいただくということも一つの方法かもしれないと。簡単に、夕べ考えたことですので、検討していただければいいなあと、光が見えればいいなと思って提案させていただきます。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **〇商工観光課長(野崎郁徳君)** お答えさせていただきます。

資料の中でまたおわかりにくい形に、表記になっていて大変申し訳なく思いますけども、26 年度については、予算ではなく状況という形のものでございますので、全体的な収支については前年並みという形で推移をしているというふうに理解をしております。

すいません。事業税については、29 万 2,500 円についてはちょっと確認させてください。申し訳ありません。

- 〇議長(中田隆幸君) 町長、鈴木敏夫君。
- ○町長(鈴木敏夫君) 非常に残念な話なんですが、接岨峡、あの先ほど良い時があったということがございました。確かにそのとおりです。それから後ほど議案として提出をさせていただいておりますニュー久保山の関係もやはり同じなんです。大変あの一時はすばらしくよかったけれども、今接岨地区内もいわゆる後継者がいない。そのような関係で運営が非常に厳しいと。そこへ出て店番と言いましょうか、そういうことをしていただく方もいないというような状況だもんですから、今現在は非常にジリ貧になる可能性が多いという中で、今、区長さん並びにそれぞれの代表の皆さんと今後どうするかということで、この1年間で検討して対応していくということで、なかなか地元の皆さん、もともとはダムがらみだもんですから、地元の皆さんが生活向上のために対応するという大きな目的があったんですが、それぞれ皆さんがあれから何十年という話になりまして対応ができない状況にあるということだもんですから、抜本的に見直す必要があるではないかということで、区長さんを含めた皆さんと今後相談していくということになろうかと思います。

それから温泉を「時之栖」といいますか、もりのいずみへ売ったらどうかという話なんですが、これもお互いに町の財産だもんですから、それを売り買いができるかどうかというのはちょっと疑問点があります。ただ、融通し合うということは検討する必要があるかもしれませんけども、売買は多分できないだろうという感じがいたします。これ

も当然検討しなきゃなりませんけども、そのように融通するということについては、温 泉審議会等で検討されることだというふうに思っております。

○議長(中田隆幸君) 再々質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第7号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

10時20分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時08分 再開 午前10時20分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第10 議案第8号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第9号)

○議長(中田隆幸君) 日程第10、議案第8号、平成26年度川根本町一般会計補正予算 (第9号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

〇町長(鈴木敏夫君) それでは議案第8号です。平成26年度川根本町一般会計補正予算 第9号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

4,899 万1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,059 万3,000 円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものです。

第3表では、債務負担行為について事業の限度額の追加をしたいものであります。

今回の補正予算は、元ニュー久保山施設等解体工事請負費の追加と、大井川流域観光 事業実行委員会負担金の追加、町道瀬沢境川線復旧工事請負費の増額をお願いするもの であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の一般8ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は819万1,000円の増額です。これは元ニュー久保山施設等解体工事請負費の追加をお願いするものであります。

第7款商工費、第1項商工費は 100 万円の増額です。これは機関車トーマス号運行に 係る大井川流域観光事業実行委員会負担金の追加をお願いするものであります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は3,980万円の増額です。これは町道瀬沢境川線復旧工事請負費の増額をお願いするものであります。

続きまして歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は4,899万1,000円の増額です。これは今回の補正 に係る調整として財政調整基金繰入金の増額及び元ニュー久保山施設解体工事請負費の 財源として、長島ダム水源地域振興及び環境水資源保全基金繰入金の増額をお願いする ものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、町単独事業町道瀬沢境川線復旧工事につきましては当該路線が地区住民の生活道路であることから、早期復旧を目指して事業をするものでありますが、復旧工事に当たり地質調査及び測量設計の各業務を委託し、地質調査において現在のすべり状況を確認するための調査に約3カ月、また、地質調査の結果に基づく設計において、法面工と擁壁工の工法選定に約1カ月の、合わせて4カ月の期間を要したことにより、復旧工事の年度内完成が見込めなくなったためであります。第3表債務負担行為補正につきましては、一般5ページをごらんください。

元ニュー久保山施設等解体工事について、工事期間が約3カ月間を要することから平成26年度と平成27年度の2箇年にまたがることになり、平成27年度の限度額を1,229万円にするよう追加をお願いするものであります。

以上よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

〇10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

ただいまの説明でもあったんですけど、最初の歳出のほうの2款2項6目のダム水源 地域振興費のところから幾つかお聞きいたします。

大変、ニュー久保山の問題は長年難航していたものですけど、今回話し合いがついた ということで、よかったという思いをしています。

それで、解体工事ですけども、地権者の要望で更地にして地権者へ返還するということですけど、今年度工事 819 万 1,000 円、それから 27 年度に 1,229 万円ということで、2 年度にわたる債務負担行為で今年度契約、入札、契約をすることになると思うんですけども、見積額が 2,047 万 7,000 円という、工事の見積額がどのように算出されたのか、算出根拠を求めます。

それから2点目ですけど、これまで借地料を受け取っていただけなくて町が源泉まで入れないという説明があって、事故繰り越しでずっと、300 何十万というお金も繰り越してきた経緯がありますけど、この問題はどのように解決したのか教えてください。説明してください。それで、地権者は、地権者の方は地元にいらっしゃらないわけですけども、更地にして返した後の町の源泉管理、通行などが自由に行えるのかどうかお聞きいたします。

〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長。

(「すいません」と言う者あり)

- **〇10番(鈴木多津枝君)** ごめんなさい、全部聞かなきゃいけない。すいません。
- ○議長(中田隆幸君) 特別許します。
- ○10番(鈴木多津枝君) 2点目ですけど、観光費の19節負担金補助及び交付金の100万円についてですけども、27年度の機関車トーマスおもてなし事業実行委員会負担金ということで、前倒しの予算ですっていう言葉もありました。補正予算書では実行委員会と書いてあるんですけども、このような実行委員会が設置されているのか、いつ設置されて、構成メンバーなど、説明資料には島田市、川根本町による協議会を設立しと書いてあるんですけど、これとは違う組織なのかどうか、組織を立ち上げるのかお聞きいたします。

それから今年の、今年度のトーマスフェアにかかった費用の内訳の説明を求めます。

それから、今年度は千頭駅付近の商店や途中の沿道のコンビニなどへの波及効果が大きかったということで、寸又や接岨など、ちょっと離れているんですけども、奥地への波及効果、宿泊客の増加などというのはどうか、どうだったのか。少しあったような説明もありましたけど、もう一度きちんと説明を求めます。

そして、今年度は初年度ということで、なかなか準備が、PRが足りなかったということもあって、こういう補正予算が出てきたんだと思うんですけども、次年度の事業では、どのようなおもてなしで波及効果の広がりを考えているのかお聞きいたします。

それから3点目ですけど、8款2項1目の道路維持費の15節工事請負費3,980万円についてですけど、車が通れるようにしてほしいという地元の要望で法面を削って拡幅工

事を行ったっていうのが一番最初の開設っていうか改良工事だったと思うんですけども、そして、次、そういう工事をしたとたんに法面崩壊、崩落っていうんですか、それが繰り返し起こって、その都度復旧工事をしてきています。今回も4回目か5回目だろうと思うんですけど、最初の拡幅工事から今回の復旧工事まで、ここへかけた費用を年度ごとに、また、総額で幾らになるのかなど、資料を全協で請求したんですけども、2、3日前に確認をしましたら、本会議で答弁すると言われて提供されなかったので残念ですけど、ここで説明を求めます。

それから2点目ですけど、拡幅工事以来、通行止めの期間が多くて、今年、今回も1年以上通行止めのままになっていたんではないかと思われます。地元の方々には町長が言われたように、本当に区民の方々の生活道路、大事な生活道路で一刻も早く復旧をという提案理由の説明もありましたけど、本当にこれまで、大きな不便をかけてきているものと思います。

今回は十分な地質調査や工法の検討を行って、今までの吹き付けのような工事より、さらに確実でベストな工法で復旧工事を行うという説明でしたけども、当初予算の1,000万円に加えて、3,980万円増額の補正予算ですが、今回の工法の、工事の工法の強度、確実性、積算根拠、何を聞けば大丈夫だなと判断できるのか私もわからないのでいろいろ通告をしました。何か今回の工事でこういうふうに今までよりも、より確実に抑えることができるよという、繰り返しになるべくならないような対策をとったよっていうふうなことを、説明をお願いいたします。

それから、この工事の工期、繰越明許にするわけですけども、工期はいつごろを予定 しているのか、そして入札日はいつかお聞きいたします。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **〇商工観光課長(野崎郁徳君)** それでは補正関係からご説明をさせていただきます。

まず、元ニュー久保山の解体費用の算出根拠でございます。議員御承知のとおり、この施設の解体については、以前ご承認いただいて取り組みをしましたが、様々な事由があって取りやめたという経緯がございます。その際の解体設計をもとに、今回地権者と協議する中で、新たに加わった部分、またそれから年月が経っておりますので、金額的なものを再精査しまして、それを基に修正設計という形で今回の積算金額としております。

2点目の、源泉まで入れないという説明を受けたという話でありますけども、今回地権者の方に大変ご厚意をいただきまして、いろんな形で協議をさせていただいて同意をさせていただきました。御心配いただいておりますけども、源泉部分並びに源泉周辺の源泉管理施設及び源泉から地権者の敷地内を埋設して通っている引湯管部分につきましては、新たな土地賃貸借契約を締結させていただいており、今後も源泉管理等において町が当該施設に入ることについても、何ら支障がないという形の同意をいただいております。

したがいまして、3点目の地権者の方が地元に居住されておりませんが大丈夫かということの御質問についても、今後支障はないという状況になってまいります。ダム水源地域振興費については以上でございます。

観光費の負担金補助金についてでございますけれども、この委員会は、今年度も運行される機関車トーマス号の運行に関しまして、島田市及び当町を訪れる多くの観光客に対しまして、交通集中に対する対応や駐車場対応等、様々な対応を流域全景、大井川鉄道、トーマス号が走る流域地域、起点の新金谷から終点の千頭間、様々な中で対応を図っていくということを主眼に置きまして、広域事業として実施をするものであります。広域として、流域として事業を展開することによって、様々な情報発信等が期待をされるものであります。

委員会の設立に関しましては、主要メンバーであります島田市も補正予算対応ということになりますので、当町、島田市とも議会議決後設立という形になります。構成メンバーにつきましては、従前より実施していますSLフェスタと同様、島田市、川根本町の行政、並びに商工観光の関係団体、また当該地域団体等を見た形での構成を検討しております。また、委員会の標記が「委員会協議会」という形になっておりますけども、先ほど申し上げました通りまだ設立をしておりませんので、考え方としては標記が統一されていなくてご理解しにくい点があって申し訳なく思いますけれども、考え方としては同じ形でございます。

次の、今年度のトーマス運行にかかった町が負担した費用でございますけれども、総額としましては、対象予算 2,471 万7,000 円に対しまして 2,422 万7,000 円の支出という形になります。代表的なものとしましては、会場並びに国道の交通整理業務として 648 万円、千頭駅周辺の無料休憩所等のテント設営、会場設営経費として 612 万円、河川敷への臨時駐車場整備に係る経費として 122 万円、音戯の郷で実施しました関連イベント経費として約 660 万円が挙げられると思っております。

最後の北部地域等への波及効果云々の御質問でございますけれども、寸又、接岨地区のトーマス運行期間、運行月でございますけれども、宿泊者数は、昨年に比べ 1,011 人増加をしております。単純の入り込み状況の比較でありますとマイナス数値が出ますけれども、寸又峡の大きい旅館は本年度営業を休止したと、そこの昨年度の実績分を差し引きますと、逆に 1,011 人という形で増加という形になります。単純計算ではございますけれども、宿泊料単価を一人1万円と考えますと、1万円掛ける 1,011 人という形の1,011 万円という形の直接的経済効果が生じるというものと言えるというふうに考えております。

また、次年度への取り組みという形で、今年度の反省点としまして、来場者が、

トーマスには乗りたいけれども大井川鐵道はどこにあるんだろうというようなお客様が多数いらっしゃいました。状況的な情報としてはその程度しか持ち合せがない方が大部分いらっしゃいまして、地域の情報になれば皆無に等しい状況でお見えになった方が

多かったという点が各方面との反省会の中で出されております。それを受けて、今年度は事前に地域の情報、宿泊、飲食店、それにとどまらず様々な地域の情報、先ほど来申し上げております起点の新金谷から終点の千頭までの地域の様々な情報を事前に発信することによって、交通集中であるとかいろんな形のものを緩和する、また、地域に滞在していただく時間を長くするというような効果を期待して、地域経済の波及効果を高めたいというふうな取り組みを、検討をしているところであります。

既に2月に入りまして大井川鐡道の予約、トーマス運行は開始をされております。今後、島田市と協議会、広域化組織を立ち上げることによって、早期に今言われた効果を期待するための取り組みを実施することによって、より大きな効果を上げるよう今後努めてまいりたいと考えております。近々では3月、2月下旬、3月上旬には中京圏、関東圏において様々な観光キャンペーン等も計画されております。それらの場所に出向いて、先ほど来申し上げております地域情報等を発信するためのパンフレット、リーフレット等の配布等も心掛けるとともに、予約が大井川鐡道のホームページになりますので、そちらと連動する形での情報発信等も協議会の取り組みとして実施をしていくということを計画としております。

また、トーマス運行後においては、地域において様々な取り組みをすることによって、 地域に少しでも立ち寄っていただくような形の工夫を、今後関係者と協議を進めていき たいというふうなところでございます。

以上です。

- 〇議長(中田隆幸君) 建設課長、大村浩美君。
- **〇建設課長(大村浩美君)** 8-2-2 道路維持費の関係でお答えさせていただきます。 事業費の関係ですけども、工事は、開設工事は平成 18 年度から実施しております。 年度ごとの工事費ですか、それとも全体でよろしいですか。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** わかれば年度ごと。
- **〇建設課長(大村浩美君)** 年度ごとで。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 後で資料をもらえますか。
- ○建設課長(大村浩美君) 18 年度の開設工事費ですが、まず 2,901 万 2,550 円。同じく 18 年度に法面保護工事を行っております。591 万 8,850 円。それから 19 年度ですが、開設工事で法面保護を主に行っております。1,884 万 7,500 円。それから 20 年度、平成 20 年ですが、これも開設工事で法面、主に法面保護工、それと、国道と国道側の路肩の補強のために杭にて路肩構造物を施工しています。それに 4,002 万 6,000 円。それから平成 20 年度に全線の舗装工事、これが 974 万 4,000 円。それから 21 年度、これも法面保護になりますが、288 万 7,500 円。で、今回の補正を合せて全体で 1 億 5,623 万 6,400 円となります。

次に、工法につきましては、今回の主な工法は法面工として吹き付け工、これはモルタル吹き付けになります。法枠工、これは現場打ち吹き付け法枠工になります。それと

鉄筋挿入工です。擁壁工としましては、補強土壁工、ジオテキスタイルになります。

強度と確実性ということですが、法面、擁壁工、いずれも地質調査の結果、現在の状況を確認し、経済性や施行性、こういったものの比較検討をして、先ほど申しました工法を選択しております。

積算根拠ですけども、県の土木工事積算基準書をもとに工事費、諸経費を算出、積み上げたものを請負工事費として算出しております。

工期につきましては、標準の工期を求めて 180 日ということから3月の入札を予定しておりますが、27年の10月30日を予定しております。

以上です。

- ○議長(中田隆幸君) 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君
- ○10番(鈴木多津枝君) 入札の日にちにはわからないですか。

それから2回目の質問で、何でしたっけ、工期が3月…10月30日、それで入札の日付を聞いて…そうだ、資料を事前に請求したら出せないって言われて、出せなかったのはなぜなのか。その点、出せない理由。

それから、とても今聞いていて書けないですよ、私がのろいのかもしれないけど書けないです。それでこの議事録ができるのは2カ月後っていうか、まあ、臨時だからもう少し早く3月議会までに出るのかもしれないんですけど、正確な答えを知ることができません。そういうこともあるので資料をいただきたいということをお願いしたんだけど、答弁しますからって言って資料が出なかったことがとても疑問なんですけど、その点について理由を教えてください。

最初からいきます。

ニュー久保山の件ですけども、自由に町が管理、源泉を管理できる、通行できるということで問題がなくなったわけですけども、これはちょっと、休憩のときでしたっけ、課長さんに、平成 20 年度の決算でニュー久保山施設解体工事花卉温室契約額 860 万8,950 円ということで出ていまして、前払いで 312 万円払って事故繰り越しで 548 万8,950 円になっているわけですね。その後、何回か事故繰り越しが 350 万ぐらいじゃなかったかな、繰り返されてきたんですけども、この解体工事、一部払っている。それから、事故繰り越しになっている部分、こういうことについてどういうふうに処理をされたのか、そしてまたその時点で、課長さんの説明では修正設計、あの、設計をしていたものを今回修正設計をして積算精査をしまして、積算を精査しましたっていうただいまの説明だったんですけど、このときの設計っていうのは、多分この温室だけだったんじゃないかと思うんです。そう…全体の設計額だったんですか。何かそういう答に…。あの、修正設計の会社は同じ会社で、それで追加の金額とかはなかったのかなと思うんですけど、その点をお聞きいたします。

それから、もうこの温室については完全にそのときに解体されたのでしょうか。それも確認お願いいたします。

2点目のトーマスの 100 万円のおもてなし実行委員会への予算ですけども、これはちょっと資料をいただいたんですけど、企画課から。あの、間違いがあったんではないかと思って確認をします。ええと…

- ○議長(中田隆幸君) 質疑を的確にしてください。
- 〇10番(鈴木多津枝君) はい。

流域イベント関係事業費70万円で、四つの事業で合計3,000万円っていうふうになっていて、そのうちフレンドシップ推進事業助成金で2,000万円、町負担金が1,000万円と書かれています、資料に。それで、この27年度のトーマスの概算事業費なんですけども、ここのところの流域イベント関係事業費70万円というのは、多分700万円の間違いではないかと思いますし、それから町負担金1,000万つていうのが、これは島田市と半々になるんでしょうか。それとも川根本町だけで1,000万円で、また島田市からも1,000万円入ると全部で4,000万円の事業になるのか。あの、注釈で26年度の町支出額は上記相当額で1,729万3,000円ですっていうふうに書いてあるので、ちょっとここのところの見方がわかりませんので、先ほどの答弁でもちょっとわかりませんでしたので、もう一度わかるように説明をお願いいたします。

それから、宣伝グッズなどを要するにこの 100 万円で早く作って宣伝、PRをしたいということで、宣伝グッズなどを要するにこの 100 万円で早く作って宣伝、PRをしたいということで、それはすごく大事なことだと思うんですけども、そのための、これからも、これだけじゃなくて、27 年度に入ってこの事業に本格的に取り組んでいくんでしょうけど、人材の確保というのも必要じゃないかと思うんですよ。そういう話が全然出てきませんので、本気で今年以上に波及効果をねらって、活性化、まちの活性化につなげていこうということはとても大事なことなんですけど、やっぱりそれを中心になって動くところ、観光協会ですかね、そういうところで人を確保しないと今までと同じ人材で、この大きなイベントをさらに充実して取り組んで行くよっていうことは、かなり厳しい状況ではないかと思うんですけど、その点についてどういうふうに考えておられるかお聞きいたします。

- 〇議長(中田隆幸君) 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** すいません、ちょっと漏れがあるかもしれませんけども。

まずニュー久保山の関係の答弁をさせていただきます。元温室解体につきましては、 先ほどお話しした通り様々な経緯がございましたけれども、そこの分の解体は終了して おります。今回の解体につきましては、今回の積算についても、以前御同意をいただい てとりやめになった部分については、宿泊施設等本体部分であるとかですね、今回と同 じような部分について、以前、一度取り組みをかけたことがございます。そこの部分と 新たに前回入っていないけれども町が設置をして、地権者の所有地内にいくつかあった ものも含めて撤去をするという形で再精査をかけて設計をしたということでございま す。施工業者云々は今後からの入札見積もりになりますので、業者の見積もりという形ではなくて、精査して見直しをかけた金額であります。あの、温室については温室で終了している事業、今回はそれ以外の部分、残った部分についての解体を実施する。主なものとしては宿泊と本体部分等でございます。こういう関係の設計金額の出し方です。

基本については、温室の設計は設計で以前実施をして終わっております。その後、ほかの部分も設計をかけて一応やるつもりでいたんですけども、やれなかったというところの設計が今回ございます。その部分が大部分の部分の解体を一度取り組んだ経緯がでございまして、そのときのものと今回解体するものが大部分同じだものですから、そのときの設計額を基本として、その間年月が経っているので、様々な経費等を見直しをかけて、また新たにその当時から施設内に物としてはありましたけれども、前回の設計には含まれていなかった物件を地権者の意向を受けて取り込んで解体をすると。基本的には町が設置をして地権者の所有する土地に存在する施設については、解体撤去するというための積算でございます。

トーマスのほうの関係の御答弁をさせていただきます。27 年度の事業経費につきましては、島田市、主に新金谷地区で実施をする、ここにある交通整理であるとか、いろんな諸々についての事業費と当町、千頭駅周辺でかかる事業経費は当然違うもんですから、フレンドシップ等でいただく交付金、補助金についても、いわゆる全体事業としては1本で受け取りますけれども、島田市新金谷で充当する分、千頭駅周辺で使用する分という形で、使い道につきましては、島田市分川根本町分という形の区分けになります。したがいまして、27 年度はここにある 3,000 万円の事業を、2,000 万円のフレンドシップの助成金をいただいて川根本町分として実施をするという形です。で、広域事業、流域イベントについては島田市と同様な形で取り組むと。先ほど申し上げました事前に実施する観光PRであるとか、運行が始まってからの流域として様々な取り組みを今後検討してまいりますけれども、そちらに充当するという形になりますので、単純に同額が島田市とうちという形ではなくて、それぞれの事業費割という形で細分をしてお金をいただくという形で考えております。

また、取り組みの人材等につきましても、いろんな形で関係団体等をふまえて協議を しているところでありますけれども、それらの中で今後、鋭意工夫をしながら取り組ん で行きたいというところであります。

以上です。

- ○議長(中田隆幸君) 総務課長、前田修児君。
- 〇総務課長(前田修児君) 先ほどの入札の期日ですけれども、私のメモですと3月10日、通常の入札会3月10日を予定しております。

それから、先ほどの道路の、境川線の資料というお話でしたけども、決算等で報告を させていただいておりますが、その資料ということでよろしいではないでしょうかとい うことで。どうでしょうか。

- 〇10番(鈴木多津枝君) なぜ事前に出なかったのかというのを聞いたんです。 今答えてくださったんですけども、そういうことが事前に資料として出されれば私、 聞く必要がなかったかもしれません。
- ○総務課長(前田修児君) 今までの経緯という意味でですか。はい。

これまでも当然、総務課の財政のほうで決算という資料の中では報告をずっと年度ごとにさせていただいておると思います。

今回の開設と、それから…失礼しました。今までの事業の内容とですね、今回の復旧 工事というのは、当然年度が違うものでありますし、別物ではないかということを考え ておりますけども、それ以外に今回の資料をほしいということでしょうか。

- ○10番(鈴木多津枝君) 出なかった理由を聞いたんです。
- 〇議長(中田隆幸君) 再質疑で。

(何か言う者あり)

- ○議長(中田隆幸君) いいですか。 それでは再々質疑はありませんか。
- **〇10番(鈴木多津枝君)** 答弁漏れがあります。
- 〇議長(中田隆幸君) はい。
- ○10番(鈴木多津枝君) 人材の確保について。
- 〇議長(中田隆幸君) 人材の件。
- ○10番(鈴木多津枝君) トーマスの。
- ○議長(中田隆幸君) トーマスの人材の件で。
 商工観光課長、野崎郁徳君。
- **○商工観光課長(野崎郁徳君)** 先ほどもちょっとふれさせてはいただきましたが、関係 機関等々の中で今後対応を図っていきたいと思っております。
- 〇議長(中田隆幸君)いいですか。町長、鈴木敏夫君。
- **〇町長(鈴木敏夫君)** 余分なことですいませんけども、ニュー久保山の件です。

大変難しい問題が長年続いたということで、職員の努力もありましたけども、このような形におさまったということで、今後、このまま継続するように議会の皆さんの御協力も重ねてお願いしておいたほうがいいのかなという感じがしたもんですから。大変これまでの歴代の皆さんが本当に苦労して結果が出なかったという案件でございますので、今後、これがスムーズに行くように御協力を重ねてお願いしておきたいと思います。

- ○議長(中田隆幸君) 再々質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝。
- ○10番(鈴木多津枝君) トーマスの件の今、答が非常に理解できないんですよ。関係機関との中で対応を図っていきたいと。具体的な状況がこう、どうなんだろうと。人手が足りない状況にはならないというふうにお考えなのか、それともトーマス、これからまた3,000万近い、川根…あの、こちらのほうでもそういう事業をやるということです。

よね。3,000万円ほどの事業を27年度にやるっていうことですよね。そうすると、そういう大きな事業をいろいろやって、まあ、26年度もやれたからいいっていうふうにお考えなのか、それとも、さらに人も増やして、もっと積極的にあっちこっち行ったりPRに出かけたり、そういうことも必要だというふうに考えておられるのかどうか、お答えをいただきたいです。

〇議長(中田隆幸君) いいですか、答弁を。

商工観光課長、野崎郁徳君。

○商工観光課長(野崎郁徳君) 以前全協でお示しさせていただいた資料の中の事業経費の中でも、基本的にはですね、広域で取り組む中で主なものとしましては、来場者の交通整理緩和であるとか、駐車場等の配備という形のものの対応になろうかと思っております。それについては、本年度と同様の形で取り組をしますけれども、それ以上に今年あって来年度、まあ、今年足りなかった部分としては、各方面への地域の情報の発信であろうというところは、広域の会議の中でも出ております。そこを対応する形の中で、この委員会の中で主にできるものは情報発信の様々な資料を作ったり取り組みをしていくことというふうに認識しておりますので、それについては、島田市と協議をする形の中で取り組んでいくというものであります。

その情報発信を受けて、様々な宿泊施設なり商店さんなりがどのような形で工夫をされていくかという形については、観光協会、商工会といったそれぞれの指導的立場がございますので、そちらが主体となって指導をしていくべきだろうというふうに考えておりますので、行政の中としては、お見えになる方々の支障がないような形、案内であるとか駐車場の対応等については万全を尽くし、なお且つ事前の情報を得て様々なところへ立ち寄れるという形の工夫について、今後さらに協議される中で取り組みをしていきたいというところで対応していく考えでいます。

○議長(中田隆幸君) 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

この採決は起立によって行います。 本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成26年度川根本町一般会計補正予算(第9号)は原案のと おり可決されました。

◎日程第11 農業委員会委員の推薦について

○議長(中田隆幸君) 日程第11、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。 地方自治法第117条の規定によって、太田侑孝君、野口直次君の退場を求めます。

(太田侑孝君、野口直次君、退場)

〇議長(中田隆幸君) お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、太田侑孝君、野口直次君、以上の方を推薦したいと 思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、農業委員会委員は2人とし、太田侑孝君、野口 直次君を推薦することに決定しました。

太田侑孝君、野口直次君の入場を許可します。

(太田侑孝君、野口直次君、入場)

◎閉 会

○議長(中田隆幸君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成27年第1回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年2月12日

議 長 中田 隆幸

署名議員 太田 侑孝

署名議員 山本 信之